

外交関係・国際関係（戦後処理関係を除く。）に係る本会議決議

1. ILO関係
【衆議院】

国会 回次	議決日	決 議 名	本 文
2	昭和 23 年 5 月 29 日	国際労働機関への復帰 に関する決議	われらは、新憲法の下、世界の恒久平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高なる理想を深く自覚し、平和を愛好する諸国家と提携し、相互の諒解を深め、速かに国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。 このことは、わが国における労働条件その他の労働問題に関しても同様であることは、申すまでもないところである。 国際労働機関は、既に発足以来三十有余年、社会的正義を基礎とし、世界の民主的文明諸国家の労働者の処遇の向上に幾多の輝かしい成果を挙げ、世界平和の維持に偉大な貢献をして来たことは、周知の事実である。因てわれらは、講和条約締結前ではあるが、速かに右国際労働機関への復帰を衷心より希望し、わが国政府が、あらゆる努力を傾注してこれが実現を期せられんことを要望する。 右決議する
13	昭和 27 年 6 月 18 日	国際労働条約批准促進 に関する決議	わが国の労働法規が戦後著しく整備され、世界各国に比し遜色のないものであることは、改めて多言を要しないところである。今やわが国が国際労働機関に再加盟を承認された現在、同機関の採択した国際労働条約を検討の上、批准し得るものは速やかにこれを批准し、もつてわが国の国際社会に対する協力の誠意を披れきすることは、目下の急務である。よつて、政府は、速やかにこれら条約の批准に関し所要の措置をとり、国際労働機関を通じ、わが国が公正な国際労働慣行を遵守して社会正義を基礎とする世界の恒久平和に協力せんとする意思を中外に表明するよう要望する。 右決議する。

【参議院】

国会 回次	議決日	決 議 名	本 文
13	昭和 27 年 6 月 18 日	国際労働条約批准促進 に関する決議	わが国は、さきに再び国際労働機関に加盟した。 しかるに同機関において採択されている国際労働条約の中には、わが国において未だ批准していないものが少なくない。これら条約の早急な批准は、わが国の国際信用を高め、貿易の発展を促進し、経済の基盤を強化し、円滑な労資関係を維持することに貢献するものである。 よつて政府は、速やかにこれら国際労働条約批准の手續を執るべきである。 右決議する。

2. ○○周年関係 【衆議院】

国会 回次	議決日	決 議 名	本 文
132	平成 7 年 6 月 9 日	歴史を教訓に平和への 決意を新たにする決議	本院は、戦後五十年にあたり、全世界の戦没者及び戦争等による犠牲者に対し、追悼の誠を捧げる。 また、世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし、我が国が過去に行ったこうした行為や他国民とくにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する。 我々は、過去の戦争についての歴史観の相違を超え、歴史の教訓を謙虚に学び、平和な国際社会を築いていかなければならない。 本院は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念の下、世界の国々と手を携えて、人類共生の未来を切り開く決意をここに表明する。 右決議する。
144	平成 10 年 12 月 14 日	すべての人々の人権が 尊重される社会の実現 に努める決議—世界人 権宣言五十周年を記念 して—	本年は、一九四八年の第三回国連総会において、人権の著しい軽視が過去二度にわたる世界大戦の惨禍をもたらしたという反省の上に立って、世界人権宣言が採択されてから、五十周年目に当たる年である。 本院は、この間、世界人権宣言が、その後の国際人権規約、人種差別撤廃条約、児童の権利条約等に広く反映され、世界における人権擁護の推進に多大の貢献をしてきたことにつき、誠に喜ばしいと考える。 我々は、社会の平和と繁栄は、すべての人々の人権が尊重されることにより、初めて実現されるものと深く確信する。 本院は、この記念すべき年を契機に、世界人権宣言の持つ意義を改めて認識し、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に一層努める決意をここに表明する。 右決議する。
161	平成 16 年 12 月 3 日	日米交流百五十周年を 記念し、日米関係の増 進に関する決議	今から百五十年前の一八五四年、我が国は外国政府との初めての公式文書として日米和親条約に調印した。我が国はこの条約によってアメリカ合衆国との公式な関係を樹立し、近代世界に第一歩を踏み出すこととなった。 その後、両国は困難な時代にも遭遇し、六十数年前には過酷な戦争すら経験したが、相克を乗り越え、歴史に残る強固な国家関係を育むに至った。今日、両国は固い友情と絆に結ばれ、自由、民主主義、基本的人権という基本的な価値を分かち合い、世界の平和と繁栄のために緊密に協力している。両国の国民は相互の文化と人間性に対する尊敬と親愛の念を基礎に幅広い交流を進めている。 本院は、日米交流百五十周年のこの機会に、日米両国が緊密かつ良好な関係にあることが、我が国だけでなく、アジア・太平洋地域の平和と安定に大きく寄与していることを確認するとともに、今後とも日米両国が、これまで培われてきた信頼関係に基づくパートナーとして、主体的かつ率直な意見交換を通じ地域の発展と国際平和の実現を目指し、最大限の努力を継続すべきことを、ここに決議する。 右決議する。

162	平成 17 年 2 月 21 日	日露修好百五十周年に 当たり、日露関係の飛 躍的發展に関する決議	千八百五十五年の日魯通好条約が調印され、両国の間に公式な関係が樹立されるとともに、択捉島とウルップ島の間に両国の国境が平和裡に確定された。同条約の調印から、本年で百五十周年を迎える。日露両国の先人は、粘り強い交渉を通じて信頼関係を構築し、この日魯通好条約に調印したが、以来百五十年の両国間の歴史を思い、国民とともに深い感慨を覚える。 日本とロシアは、両国の利益に合致する戦略的パートナーシップの構築に向けて引き続き尽力すべきであり、日露関係をその潜在力に見合ったレベルに引き上げることが必要である。 しかしながら、戦後六十年の節目の年に当たる今日なお、北方領土問題が解決せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。政府は、日露修好百五十周年という歴史的に重要な節目の年を迎えるに当たり、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、全国民の悲願にこたえ、歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、平和条約交渉を具体的かつ実質的に前進させ、日露関係を大きく発展させるため、最大の努力を継続するべきである。 右決議する。
162	平成 17 年 8 月 2 日	国連創設及びわが国の 終戦・被爆六十周年に 当たり、更なる国際平 和の構築への貢献を誓 約する決議	国際平和の実現は世界人類の悲願であるにもかかわらず、地球上に戦争等による惨禍が絶えない。 戦争やテロリズム、飢餓や疾病、地球環境の破壊等による人命の喪失が続き、核兵器等の大量破壊兵器の拡散も懸念される。 このような国際社会の現実の中で、本院は国際連合が創設以来六十年にわたり、国際平和の維持と創造のために発揮した叡智と努力に深く敬意を表する。 われわれは、ここに十年前の「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」を想起し、わが国の過去の一時期の行為がアジアをはじめとする他国民に与えた多大な苦難を深く反省し、あらためてすべての犠牲者に追悼の誠を捧げるものである。 政府は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念のもと、唯一の被爆国として、世界のすべての人々と手を携え、核兵器等の廃絶、あらゆる戦争の回避、世界連邦実現への道の探究など、持続可能な人類共生の未来を切り開くための最大限の努力をすべきである。 右決議する。
177	平成 23 年 4 月 22 日	日独交流百五十周年に 当たり日独友好関係の 増進に関する決議	今から百五十年前の一八六一年、我が国は日・プロイセン修好通商条約に調印し、日本とドイツの前身であるプロイセンとの間に公式な関係が樹立された。 一八七一年にプロイセンを中心に統一を達成したドイツは、我が国が近代化に当たり模範とした国の一つであり、日独両国はお互いに影響を及ぼし合いながら、友好関係を築いてきた。 両国は、第一次世界大戦で敵対したものの、先の大戦においては、一九四〇年に日独伊三国同盟を結び、同盟国となった。その後、各国と戦争状態に入り、多大な迷惑をかけるに至り、両国も多くの犠牲を払った。

			しかし、両国は奇跡の経済復興を遂げ、同時に戦争への反省に立ち、今日、自由、民主主義、人権の尊重という基本的な価値観を分かち合いつつ、世界の平和と繁栄のために緊密に協力している。さらに、両国の国民は、相互の文化と価値観に対する尊敬の念を基礎に、広範多岐にわたる交流を着実に進めている。 本院は、日独交流百五十周年に当たるこの機会に、今後とも我が国は、信頼関係に基づくパートナーであるドイツと共に、国際平和の実現に向けて最大限の努力を継続する所存であることを、ここに銘記する。 右決議する
179	平成 23 年 11 月 17 日	難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議	二〇一一年は、一九五一年の『難民の地位に関する条約』採択から六十周年、また日本の同条約加入から三十周年という節目の年にあたる。特に、日本は条約加入後、今日に至るまでの三十年間、国際社会の一員として世界中の難民や避難民の支援に臨み、人間の安全保障の概念を強調することによって、難民それぞれについて人道支援と平和構築を中心に据えた取り組みを行ってきた。二〇一〇年にはパイロット・ケースとしてタイからミャンマー難民を受け入れるプログラムも開始され、アジアで初の第三国定住による難民の受け入れ国となった。 また国内においては、庇護制度の充実・発展を目的として、難民認定審査の透明化、効率化に力を注いできた。 このような過去の実績と難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針にのっとり難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべく、右決議する。
180	平成 24 年 4 月 17 日	日ウクライナ外交関係樹立二十周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議	一九九一年のソ連邦崩壊に伴い長い歴史と豊かな伝統を誇るウクライナが独立国として新たに誕生し、翌一九九二年、日本との間で外交関係を樹立してから本年で二十周年を迎えた。まことに慶賀にたえない。 一九九四年、ウクライナは当時世界第三位といわれた膨大な核兵器を廃棄するという英断を行い、唯一の被爆国として核軍縮・不拡散分野の先頭に立ち、『核兵器のない世界』を目指してきた我が国と協力を進めてきた。また、一九八六年に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故に際し、本院は適切な措置を講ずることを日本政府に求める本会議決議を行い、我が国政府は原子力の安全確保や被災地域を対象とした支援を実施するなど、両国は一貫して友好協力関係を育んできた。 かかる二国間関係を背景とし、昨年の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に際しては、ウクライナ政府及びウクライナ国民から多大の支援と心温まるお見舞いを戴いた。これが被災者をはじめとする我が国国民に与えた勇気と感銘は、日ウクライナ関係に新たな一ページを記すものであり、本院は改めてウクライナに対し衷心より感謝の意を表する次第である。

			深刻な原子力災害を経験した両国が、事故後の緊急対応・復旧について共有する知見は、単に両国の利益となるにとどまらず、国際社会の公共財ともなり得るものである。かかる観点から本院の中から、「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定」の締結の必要性が指摘され、今般、協定締結の運びとなったことは誠に有意義かつ画期的なことである。本院は同協定の下で日ウクライナ協力が更に密接かつ強力に進められることを期待する。 ここに本院は、日ウクライナ外交関係樹立二十周年に当たり、今後とも日本及びウクライナ両国が信頼関係に基づくパートナーとして、国際社会の平和と発展のために最大限の努力を傾注することを切望してやまないものである。 右決議する。
--	--	--	--

【参議院】

国会 回次	議決日	決 議 名	本 文
161	平成 16 年 12 月 3 日	日米交流百五十周年に 当たり日米友好関係の 増進に関する決議	今から百五十年前の一八五四年、我が国は日米和親条約に調印した。我が国はこの条約によってアメリカ合衆国との公式な関係を樹立し、近代世界に第一歩を踏み出すこととなった。 太平洋を結んで友好親善の関係を築いた日米両国は、その後、戦火を交えるという不幸な一時期を経験したが、両国国民の努力により、これを乗り越え、幅広い分野で確固たる二国間関係を育むに至っている。今日、両国は、固い友情と絆に結ばれ、自由、民主主義、人権の尊重という基本的な価値を分かち合い、世界の平和と繁栄のために緊密に協力している。両国の国民は相互の文化と人間性に対する尊敬と親愛の念を基礎に幅広い交流を進めている。 参議院は、日米交流百五十周年に当たるこの機会に、日米両国が緊密かつ良好な関係にあることが、アジア・太平洋地域の平和と安定に大きく寄与していることを確認するとともに、今後とも日米両国が、これまで培われてきた信頼関係に基づくパートナーとして、主体的かつ率直な意見交換を通じて地域の発展と国際平和の実現を目指し、最大限の努力を継続すべきことを、ここに銘記する。 右決議する
162	平成 17 年 3 月 9 日	日露通好百五十周年に 当たり日露関係の飛躍 的発展に関する決議	一八五五年に日魯通好条約が調印され、両国の間に公式な関係が樹立されるとともに、択捉島とウルップ島の間に関国の国境が平和裡に画定された。同条約の調印から、本年は百五十周年に当たる。日露両国の先人は、粘り強い交渉を通じて信頼関係を構築し、この日魯通好条約に調印したが、以来百五十年の両国間の歴史を想い、国民とともに深い感慨を覚える。 日本とロシアは、両国の利益に合致した隣国として真の安定的な平和友好関係の構築に向けて尽力すべきであり、日露関係をその潜在力に見合ったレベルに引き上げることが必要である。 しかしながら、戦後六十年の節目の年に当たる今日なお、北方領土問題が解決せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。政府は、日露通好百五十周年という歴史的に重要な節目の年に当たり、ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、全国民の悲願にこたえ、歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結するという一貫した方針に基づき、平和条約締結交渉を具体的かつ実質的に前進させ、日露関係を大きく発展させるため、最大限の努力を継続すべきである。 右決議する。

3. その他 【衆議院】

国会 回次	議決日	決 議 名	本 文
6	昭和 24 年 12 月 1 日	ユネスコ運動に関する 決議	日本国民が文化国家を理想とし、過去の戦争責任を反省して平和憲法を制定したるにかんがみ、本院は、教育科学文化を通して世界平和を実現しようとする国際連合教育科学文化機関の企図に対して、全幅的な賛意を表明し、ユネスコ精神の全国民への普及徹底を期する。 われらは、わが国に駐日代表を派したユネスコ本部の好意を謝するとともに、日本の速やかなる正式参加を要望する。政府は、民間ユネスコ運動と協力して、これが準備態勢を整え、平和精神の振起高揚に最善を致すべきである。 右決議する。
19	昭和 29 年 4 月 1 日	原子力の国際管理に関 する決議	本院は、原子力の国際管理とその平和的利用並びに原子兵器の使用禁止の実現を促進し、さらに原子兵器の実験による被害防止を確保するため国際連合がただちに有効適切な措置をとることを要請する。 右決議する。
39	昭和 36 年 10 月 25 日	核実験禁止に関する決 議	本院は、最近ソ連が、核実験停止に関するジュネーヴ交渉の継続中にもかかわらず、突如として一方的に核実験の再開を決定し、かつ、すでに大気中における二十数回の実験を行ない、これに対応して米国もまた地下における核実験を再開したことは、それがいかなる理由目的によるものであるにせよ、国際関係を激化し、究極には人類破滅の危険をもたらすものであつて、われわれの深く遺憾とするところである。しかるにソ連が今回超大型の核爆発実験を強行したことは、核実験反対のわれわれの悲願を裏切るものであり、われわれは人類の平和と幸福の名において強くソ連に抗議するものである。 本院は、核実験禁止が、史上唯一の核爆発被災国であり世界の恒久平和を願うわが国民の強い要望であることにかんがみ、すべての国が核実験の実施を即時中止するよう要請するとともに、関係諸国がこの際有効な国際管理を伴う核実験の禁止に関しすみやかに合意に達し、あわせてこれを契機として核兵器の製造、貯蔵および使用禁止の協定を締結するよう要望する。 右決議する。
40	昭和 37 年 3 月 15 日	核実験禁止に関する決 議	本院は、過去数回にわたつて核実験禁止に関する決議を行ないその禁止を要望してきたが、その後事態は好転せず、ソ連の核実験再開に引き続き、今回米英両国がクリスマス島及びネバダにおいて、大気圏内及び地下爆発の核実験を行なわんとしていることは、たとえそれがいかなる理由によるものにせよ、核兵器実験競争を一層激化させ、人類滅亡の危険をもたらすものであつて、われわれの深く遺憾とするところである。 本院は、関係諸国がこの際有効な国際管理を伴う核実験の禁止に関し、すみやかに合意に達し、核兵器の製造、貯蔵及び使用禁止の協定締結に努力し、核実験反対の悲願を裏切るかかる計画を未然に取り止めるよう政府が直ちに関係各国に積極的に働きかけることを要請する。 右決議する。

61	昭和 44 年 5 月 9 日	わが国における宇宙の 開発及び利用の基本に 関する決議	わが国における地球上の大気圏の主要部分を超える宇宙に打ち上げられる物体及びその打上げ 用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福 祉をはかり、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するためこれを行 なうものとする。 右決議する。
75	昭和 50 年 6 月 17 日	国際婦人年にあたり、 婦人の社会的地位の向 上をはかる決議	国際連合は、国連憲章、世界人権宣言の趣旨に基づき本一九七五年を国際婦人年と宣言し、男女 平等の促進、政治、経済、社会、文化の発展計画への婦人の十分な参加の確保、国際平和にとり増 大しつつある婦人の役割の認識、これら三目標を達成するため、集中的な行動を行う年と決定して いる。 国際連合第二十二回総会の「婦人に対する差別撤廃宣言」は、第一条で、「男子との平等を事実 上、否定または制限する婦人に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯であ る」とうたっている。日本国憲法第十四条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信 条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」 と規定していることをここに改めて確認する。 現在、我が国において、人口の過半数を占める婦人は、政治、経済、社会、文化の諸分野におい てその役割をはたしつつあるとはいえ、なお、その能力を全面的に発揮しうる社会的環境が必ずし も十分とはいえず、賃金、雇用の機会をはじめ社会生活における事実上の男女の不平等が存在して いる。 このように婦人を差別的に取扱う慣行を是正するとともに、特に母性としての社会的責務に照ら し、十分な保護を確立するために、すべての適切な方策がとられるべきである。 政府は、国際婦人年を契機として、婦人に対する差別撤廃、婦人の地位向上に関する国際連合の 宣言、決議、条約及び勧告を国内の施策に反映し、これを実現するための行動計画を策定し、実効 を上げるために全力をつくすべきである。 右決議する。
102	昭和 60 年 5 月 21 日	米ソ軍縮交渉に関する 決議	核兵器の廃絶を目指す軍縮の促進は、現在の世界にとって緊急かつ最重要の課題であり、折から被爆四 十周年を迎え、あらためて世界の平和と安定を希求する我が国民の強い念願である。 しかし、近年の国際情勢には極めて厳しいものがあり無制限の軍備競争及び国際関係の緊張が、このま ま継続し、ひとたび核戦争が勃発するようなことになれば人類全体が滅亡の危機に瀕することは不可避で ある。 このような国際情勢の中で、本年三月十二日より、米ソ両国間で核兵器及び宇宙兵器に関する新たな軍 縮交渉が開始されたことは、誠に意義深いものがあり、本交渉の成果を強く期待するものである。 よつて、本院は、米ソ両国が、核大国としての重大な責任を自覚するとともに、核兵器不拡散条約第六 条の約束を遵守し、真剣な態度で交渉を積極的に展開し、米ソ共同声明（一九八五年一月八日）において 言及されているすべての領域における核兵器の究極的な完全廃絶をもたらすことを強く要望する。 政府は、この際、軍縮促進のためあらゆる努力を続けるべきである。 右決議する。

132	平成 7 年 2 月 7 日	兵庫県南部地震に関し 国際的支援に対する感謝決議	一月十七日早朝の兵庫県南部地震は、国民の予想をはるかに超える大きな被害をもたらした。この震災に際し、世界各国より見舞いの言葉と様々な支援が寄せられた。 これらの善意は、激甚なる震災から復興に向けて立ち上がろうとする被災者及びすべての国民に大いなる希望と勇気を与えるものであり、我が国民は、これを永遠に忘れることなく、深く心に銘記し、あらためて各国との友情と強い連帯関係の重要性を認識する。 我々は、これらの暖かい支援、心情に応え、一刻も早い復興に専心、努力することを決意し、ここに本院は、これらの国々・地域及び国際機関並びに N G O に対し深甚なる感謝の意を表明する。右決議する。
140	平成 9 年 4 月 24 日	在ペルー日本大使公邸 占拠・人質事件解決に対する感謝決議	在ペルー日本大使公邸の占拠及び人質事件が、テロリストに対しては譲歩を行わないとの原則のもと解決を見たことに対し感謝の意を表すると共に、人質救出に際し死亡された方々及びそのご遺族に対し衷心より哀悼の意を表し、負傷された方々の一日も早いご回復をお祈りする。 テロリズムは、いかなる政治的あるいは理念的な目的によっても正当化されるものではない。今回の事件は、改めて国際的協力と連帯が必要であることを内外に示した。 本院は、ここに本事件解決に向けあらゆる努力を傾注してきたペルー政府をはじめ関係各国、国際機関等の協力並びに保証人委員会の方々の努力に対し、深甚なる感謝の意を表明する。右決議する。
145	平成 11 年 8 月 10 日	子ども読書年に関する 決議	わが国をはじめ世界七十一か国の元首、首脳が国際連合の「子どものための世界サミット」に集い、「子どもを政治の最優先に」と誓い合ってから、やがて十年が経過する。しかし、この誓いが、いまだ十分に果たされていないことは、世界の子どもたちの現状をみれば明らかであり、わが国はもとより、国際間のさらなる努力が求められている。 わが国は、平成十二年（西暦二〇〇〇年）五月五日の「こどもの日」に、ひろく世界の子ども文化に貢献し得る国立の国際子ども図書館を開館する。 本とふれあうことによって、子どもたちは言葉をまなび、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけることができる。 政府は、読書の持つ計り知れない価値を認め、国立の国際子ども図書館が開館する平成十二年（西暦二〇〇〇年）を「子ども読書年」とし、国を挙げて、子どもたちの読書活動を支援する施策を集中的かつ総合的に講ずるべきである。 右決議する
147	平成 12 年 5 月 30 日	戦争決別宣言決議	二十世紀を顧みると、人類は二度の大戦はじめ多くの戦争により言語に絶する惨禍を被り、冷戦終結後十年を経た今日にあっても続発する武力衝突や核、ミサイル等の大量破壊兵器の開発、拡散が憂慮されている。 今、二十一世紀を迎えるに当たり、日本はじめ各国は、過去の戦争の傷跡や新たな武力の脅威に対し、人類の最大の願いである国際平和の実現への決意を新たにし、戦争の惨害から将来の世代を救わねばならない。

			「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」を踏まえ、唯一の被爆体験を持つわが国は、日本国憲法に掲げる恒久平和の理念の下、歴史の教訓に学び、国際平和への貢献に最大限努力するとともに、九州・沖縄サミットを契機に、日本はじめ各国が国家間の対立や紛争を平和的な手段によって解決し、戦争を絶対に引き起こさないよう誓い合うことについて、世界に向け強く訴えるものである。 右決議する。
177	平成 23 年 4 月 22 日	東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議	この度の東日本大震災において、海外の皆様から戴いた厚い温情、支援、激励のすべてに、深い感謝の意を表する。 去る三月十一日、我が国史上、未曾有の大規模地震とこれに伴う大津波が東北・関東地方を襲い、三万人近くに及ぶ痛ましい犠牲者・行方不明者を生じた。まことに哀悼痛惜の至りに堪えない。さらに、多くの街々が失われたのみならず、深刻な原子力災害をも引き起こした。 我が国は、この大震災以降、政官民が総力を挙げて救援活動に取り組み、現在は復旧から復興へと、少しずつ、しかし着実に、その歩みを進めている。 この間、世界の百四十以上の国と地域及び、四十近い国際機関、さらには数多くのNGO等から支援等の申し入れを戴き、世界各地から派遣された多くの救援隊には、被災地での救急救命活動を行って戴いている。 これら力強い支援に加え、国際社会から寄せられた心温まるお見舞いの数々は、筆舌に尽し難い惨害を受けた被災地域の住民はもとより全ての日本国民を励まし勇気づけてくれた。同時に、この災害から復興し、明日への希望を持ち続けるための大いなる力となっている。 我々日本国民は、国際社会から受けた友情に心から感謝し、この気持ちをけっして忘れず、これからの復興の道を、国際社会の友人と共に歩んでいくことを誓う。そして、今後とも国際社会のために尽力していく決意を表明する。 ここに本院は、日本国民を代表し、支援を戴いたすべての人々、国家、地域、国際機関およびNGOに対して、あらためて深甚なる感謝の意を表明する。 右決議する。

【参議院】

国会 回次	議決日	決 議 名	本 文
33	昭和 34 年 12 月 16 日	児童の権利に関する決議	国際連合総会は昭和三十四年十一月二十日「児童の権利宣言」を決定したが、右はわれわれが常に考えている児童の福祉に関する願望と全く合致するものである。 よって本院はこれを全面的に支持し、かつ宣言の趣旨徹底を期す。 右決議する。

75	昭和 50 年 6 月 18 日	国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議	国際連合は、国連憲章、世界人権宣言の趣旨に基づき本一九七五年を国際婦人年と宣言し、男女平等の促進、政治、経済、社会、文化の発展計画への婦人の十分な参加の確保、国際平和にとり増大しつつある婦人の役割の認識、これら三目標を達成するため、集中的な行動を行う年と決定している。 国際連合第二十二回総会の「婦人に対する差別撤廃宣言」は、第一条で、「男子との平等を事実上、否定または制限する婦人に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」とうたっている。日本国憲法第十四条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定していることをここに改めて確認する。 現在、我が国において、人口の過半数を占める婦人は、政治、経済、社会、文化の諸分野においてその役割をはたしつつあるとはいえ、なお、その能力を全面的に発揮しうる社会的環境が必ずしも十分とはいえず、賃金、雇用の機会をはじめ社会生活における事実上の男女の不平等が存在している。 このように婦人を差別的に取扱う慣行を是正するとともに、特に母性としての社会的責務に照らし、十分な保護を確立するために、すべての適切な方策がとられるべきである。 政府は、国際婦人年を契機として、婦人に対する差別撤廃、婦人の地位向上に関する国際連合の宣言、決議、条約及び勧告を国内の施策に反映し、これを実現するための行動計画を策定し、実効を上げるために全力をつくすべきである。 右決議する。
84	昭和 53 年 5 月 24 日	国際連合軍縮特別総会に関する決議	広島、長崎に原爆が投下されてより、すでに三十三年を経過し、その間あらゆる機会を通じ核兵器の廃絶を訴え続けてきた日本国民の努力にもかかわらず、現在、核兵器を中心とする果てしない軍拡競争が展開されている。このような国際情勢の中で、本年五月国際連合軍縮特別総会が開催されることは意義深いものである。よつてこの際、本院は、左のように決議する。 - 一 人類共通の崇高な目標である世界恒久平和と安全に到達するために全面完全軍縮をめざしつつ、今次総会において核兵器の窮極的廃絶、生物・化学兵器の禁止について、国際的合意に達するよう強く訴える。 - 一 我が国は、唯一の被爆国であり、非核三原則を国是として堅持するものである。よつて、特に核兵器不拡散条約を真に実効あらしめるために、すべての核兵器国に対し、地下核実験を含めた包括的核実験禁止条約の早期締結及び核兵器の削減並びに核兵器が二度と使われないよう要請するとともに、同条約未加盟国の加盟について強く訴える。 - 一 非核武装地帯構想が、世界の平和の維持に重要な意義を有していることにかんがみ、適切な条件の整っている地域から、漸次世界の各地域に非核武装地帯の設置が実現するよう国際的努力を要請するとともに、同地帯に核保有国による核攻撃が行われない保証を求める。 - 一 際限のない軍備の増強は、現在の国際社会にとって看過し得ない問題であり、通常兵器の国際的移転の規制、軍事費の削減を各国に強く訴える。 - 一 政府は、右各項目を尊重して、その実現に努力すること。

132	平成7年2月9日	兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議	このたび兵庫県南部地域を襲った地震は、我が国史上、まれにみる規模のものであり、多くの人命が失われ、甚大な物的被害がもたらされた。 この震災に際し、世界各国・地域、国際機関及びNGOよりいち早く見舞いが寄せられ、支援の手が差し延べられた。 我々が失ったものは計り知れないほど大きく、かつ重いが、国境をこえた、崇高な人間愛に基づくこうした温かい支援によって、被災者はもとより、すべての日本国民は希望と勇気と安らぎを与えられた。 我々は、これらの善意を深く心に刻み永遠に記憶し、全世界の人々との友情と連帯の気持ちを新たにするとともに、速やかな復興に向けて専心、努力することを決意する。 ここに本院は、すべての日本国民を代表し、特に院議をもって、兵庫県南部地震災害に際し寄せられた国際的支援等に対し、深甚なる感謝の意を表するものである。 右決議する。
140	平成9年4月25日	在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議	本院は、ペルーの日本国大使公邸占拠及び人質事件が、テロリストに屈しないとの原則に則り解決されたことについて、フジモリ大統領はじめペルー政府、関係者に対して、心から感謝と深甚なる敬意を表明する。 また、人質救出の際亡くなられた三名の犠牲者の方々及びその御遺族に対し、衷心より弔意を表明するとともに負傷者の一日も早い回復を願うものである。 さらに、本事件発生以来一二七日間にわたる長い拘禁生活を強いられた人質の方々、その御家族の心身両面にわたる御苦勞に対して、心からお見舞い申し上げるとともに、この間、事件解決を目指して並々ならぬ御協力をいただいたシプリアーニ大司教、ヴィンセント・カナダ大使等保証人委員会をはじめ関係各国、国際機関等にあらためて謝意を表明する。 なお、昨年六月のリヨン・サミットで、「テロリズムに関する宣言」が採択され、テロ撲滅の国際世論が高まる中において、我が国もテロリストに対してはいかなる譲歩もすべきではないとの原則をあらためて確認する。 右決議する。
144	平成10年12月14日	人権擁護の推進に関する決議	本年は、千九百四十八年、第三回国連総会において、人権の著しい軽視が過去二回にわたる世界大戦の惨禍をもたらしたとの反省に立ち、「世界人権宣言」が採択されてから、数えて五十周年を迎える記念すべき年である。 本院は、この間、世界人権宣言の精神に基づき、数々の国際人権条約が締結され、世界における人権擁護が大きく推進されてきたことを、高く評価するものである。 我々は、世界の平和と繁栄は、すべての人々の人権が尊重されることにより、初めて実現されるものと確信する。 本院は、ここに、世界人権宣言の持つ意義を改めて認識し、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に一層努力することを決意する。 右決議する。

145	平成 11 年 8 月 9 日	子ども読書年に関する 決議	国際連合は一九九〇年九月、子どものための世界サミットを開き、ここに参加した世界七十一か国の元首、首脳たちが「子どもを政治の最優先に」と誓い合ってから十年が経過した。 しかし、広く地球的観点からこれを見れば、貧しさゆえに子どもの人権がないがしろにされ、また、子どもたちが最大の犠牲者となる民族間や宗教上の対立による地域紛争が絶え間なく続いているのも現実の姿と言わねばならない。「子どものための世界サミット」における国連の誓いを結実させるためには、国際間のさらなる努力が必要である。 先進国でもモノの豊かさに心の成長が追い付かず、わが国においても校内暴力、いじめ、衝動的行動、薬物汚染など子どもたちの悲惨な事件が相次いでいる。こうした、子どもたちの乾いた心に、潤いを取り戻すことは、今日差し迫った課題である。 われわれは、二十世紀の反省と教訓の上に立って、新しい世紀を担う地球上のすべての子どもたちに、人権を尊重し、恒久平和の実現と繁栄に努め、伝統的な文化遺産を継承することを託さなければならない。 その第一歩として、わが国は世界にさきがけ、平成十二年、西暦二〇〇〇年の「こどもの日」の五月五日、質も量も世界で最大規模の蔵書と読書環境を整え、内外情報の収集と発信のできる国際子ども図書館を開館することになっている。 読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことのできないものである。 本院は、この読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため、平成十二年、西暦二〇〇〇年を「子ども読書年」とすることとする。 右決議する。
162	平成 17 年 3 月 9 日	京都議定書発効に基づく国際合意の積極的推進と京都議定書以後の新枠組形成に向けた新たな国際合意の実現に関する決議	地球温暖化現象が、二十一世紀における最も深刻な問題の一つとなる中で、国際社会の十数年に及ぶ努力の結果、京都議定書は、二〇〇五年二月十六日に発効するに至った。このことは、我が国が地球温暖化防止京都会議（C O P 3）の議長国として一定の役割を果たすことができたばかりでなく、国際社会、未来世代にとっても大変喜ぶべきことであり、実に画期的な出来事である。我が国は、速やかに「京都議定書目標達成計画」を策定・実施の上、京都議定書締約国会議（C O P / M O P）において主導的役割を果たし、各国における合意内容の履行に向けて、最大限に効果的、積極的な推進を図るべきである。また、同時に世界最大の温室効果ガス排出国である米国に対し改めて参加を促すべきである。 今後の地球の気候安定化を目指すためには、気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の評価報告書が指摘するように、温室効果ガス排出量を半分以上削減することが急務であるが、京都議定書後の二〇一三年以降の削減約束は未だ国際合意に至っていない。我が国は、この度の発効を契機に京都議定書以後の新枠組形成に向けて、人類益の視点から積極的に国際的なリーダーシップを発揮すべきである。

			新枠組の交渉においては、早期に新たな国際合意を目指し、米国、そして中国、インドを始めとした途上国を含む世界各国が参加できる共通のスキームになるように最大限努力するとともに、地球の気候安定化が一層効果的に進むことを強く訴えるものである。 右決議する。
--	--	--	--